



平成 19 年 7 月 26 日

各 位

会社名 株式会社メガネトップ
代表者名 代表取締役社長 富澤昌三
(コード番号 7541 東証第一部)
問合せ先 取締役経営本部長 辻 邦彦
(TEL. 054-275-5000)

内部統制システムの整備に関する基本方針の一部改定について

当社は、平成 19 年 5 月 21 日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について決議いたしました。このたび平成 19 年 7 月 26 日の取締役会において一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。(変更箇所は下線で示しております。その他の部分につきましては、変更はございません。)

記

内部統制システムに関する基本方針について

1.概要

本決議は、会社法第 362 条第 5 項に基づき、代表取締役により具体的に実行されるべき当社の内部統制システムの構築において、代表取締役が遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則第 100 条の定める同システムの体制整備に必要とされる各条項に関する大綱を定めるものである。本決議に基づく内部統制システムの構築は、各条項に定める担当者の下で、可及的速やかに実行すべきものとし、かつ、内部統制システムについての不断の見直しによってその改善を図り、もって、効率的で適法な企業体制を作ることとする。

2.個別内容

(1)取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報・文書の取扱いは、当社社内規定及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- ②前項に係る事務は各担当取締役が所管し、検証・見直しの経過について定期的に取締役会に報告する。

(2)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、全社的なリスクを網羅的に管理するために、代表取締役を委員長とし、経営本部担当取締役を補佐役とするリスク管理委員会を設置する。同委員会は、リスク管理規程の整備、運用状況の確認を行うとともに使用人に対する研修等を企画実行する。
- ②内部監査室は代表取締役直属とし、コンプライアンス担当取締役がこれを補佐する。同室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改定を行う。
- ③内部監査室の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちにリスク管理委員会及び担当部署に通報される体制を構築する。

④内部監査室の活動を円滑にするために、リスク管理規程、関連する個別規程、ガイドライン、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。

(3)取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
- ②業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
- ③日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

(4)取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①全役員及び使用人に法令定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス担当役員の下にコンプライアンス統括部を設置し、担当役員の責任のもと、コンプライアンス規程・同マニュアルの作成を行うとともに、全使用人が法令定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を整備する。
- ②万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当役員を通じ代表取締役、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。
- ③各役員は、コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理監督し、使用人に対して適切な研修を行い、それを通じて使用人に対し内部通報制度のさらなる周知徹底を図る。

(5)当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①四半期毎に、子会社等のリスク情報の有無を監査するために、子会社等との間で内部監査契約を締結するとともに、内部監査室がグループ監査を担当する。
- ②内部監査室は、子会社等に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響について、当社の取締役会及び担当部署に報告される体制を構築する。

(6)監査役の補助をすべき使用人を置くことに関する事項

- ①監査役の職務を補助するために、総務部の人員のうち1名以上を監査役職務補助使用人とする。
- ②前項の具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、人事担当取締役その他の関係方面の意見も十分に考慮して決定する。

(7)監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
- ②監査役職務補助使用人の人事評価については、監査役の意見を聴取するものとする。

(8)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

- ①取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- ②前項の報告・情報提供として主なものは、次の通りとする。
 - ・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・当社の子会社等の監査役の活動状況

- ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ・内部通報制度の運用及び通報の内容
- ・社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

(9)その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役の職務を補助する使用人の選任を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、よって当社の監査体制の実効性を高めるため、管理本部担当取締役を責任者として、経営本部担当取締役、常勤監査役及び内部監査室長を委員とする監査体制検討委員会を設置する。
- ②同委員会の委員は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。

以 上